

○東大阪市立図書館条例

昭和42年2月1日東大阪市条例第73号

改正

昭和52年10月18日条例第27号
昭和59年10月20日条例第26号
平成4年4月1日条例第18号
平成8年10月23日条例第24号
平成24年3月30日条例第4号
平成24年9月21日条例第28号
平成27年3月31日条例第26号
平成27年12月25日条例第46号
平成31年3月29日条例第17号

東大阪市立図書館条例

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）及び図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東大阪市立花園図書館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立永和図書館	東大阪市永和二丁目
東大阪市立四条図書館	東大阪市南四条町

2 図書館に分室を置くことができる。

（業務）

第3条 図書館は、おおむね次の業務を行なう。

- 館内で、図書、記録その他必要な資料（以下「資料」という。）を一般公衆の利用に供すること。
- 館外で、個人貸出、団体貸出、自動車文庫の巡回等により資料を一般公衆の利用に供すること。
- 前各号のほか、図書館奉仕を行なうこと。

（入館制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者（第7条の規定により教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）は入館させてはならない。

- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- 建物、資料、設備、器具等を毀損するおそれがあると認めるとき。
- 管理上支障があると認めるとき。

（資料の利用制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、資料の利用を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

- 資料を亡失し、又は毀損し、若しくは返却を怠ったとき。
- 資料を転貸し、又はその利用の権利を譲渡したとき。
- 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（賠償）

第6条 利用者が建物、設備又は資料を亡失し、又はき損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第7条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者が行う図書館の管理の業務は、次のとおりとする。

- 図書館の維持管理に関すること。
- 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- 前2号のほか、教育委員会が必要と認める業務

（図書館協議会）

第10条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館に東大阪市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、15人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成4年教育委員会規則第8号で平成4年6月10日から施行)

附 則(平成8年10月23日条例第24号)

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成8年教育委員会規則第12号で平成9年1月26日から施行)

附 則(平成24年3月30日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第28号)

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(平成25年教育委員会規則第13号で平成24年12月22日から施行)

附 則(平成27年3月31日条例第26号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第7条の規定による図書館の管理に係る指定管理者の指定手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成25年東大阪市条例第21号)に定めるところにより行うことができる。

附 則(平成27年12月25日条例第46号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第2条の規定 市長が規則で定める日(平成28年規則第14号で平成28年3月22日から施行)

(2) 第3条の規定 教育委員会が規則で定める日(平成28年教育委員会規則第13号で平成28年6月1日から施行)

附 則(平成31年3月29日条例第17号)

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(令和2年教委規則第11号で令和2年5月22日から施行)
